

期日報告書①

平成26年7月7日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合弘之
外10名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 平成26年7月3日（木曜日）午後3時00分
東京地方裁判所103号法廷
第1回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：函館市市長工藤壽樹様，弁護士11名
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 今回の訴訟活動
(1) 主張・証拠関係
当 方：平成26年4月3日付け訴状 陳述
平成26年4月17日付け訴状訂正申立書 陳述
平成26年7月3日付け準備書面（1）陳述
平成26年7月3日付け意見陳述書 陳述

甲第1号証～甲第2号証 提出（但し、参考資料として）

平成26年7月3日付け証拠説明書（1） 提出

相手方（被告国）：平成26年6月26日付け答弁書 陳述

平成26年7月3日付け意見陳述書 陳述

相手方（被告電源開発）：平成26年6月26日付け答弁書 陳述

4 期日の経過

上記手続の後、まず、函館市市長工藤壽樹様が、本件訴訟提起に至るまでの経緯として、福島第一原発事故の経験、国や電源開発が事故への不安等につき説明責任を果たすよう求めたが何ら真摯な対応をしなかったこと、大間原発が特に危険である理由や過酷事故の際の函館市の被害の甚大さ等を述べられ、最終的には行動に出るか泣き寝入りするしかない状況の中、函館市民の思いを受け、自分たちの町や命を守るために本訴訟を提起したものである旨意見陳述を行われました。

次に、原告代理人弁護士河合が、福井地裁大飯原発差止め判決の意義や判断枠組みの明確さ及び本件訴訟との関係について意見陳述を行いました。

その後、被告国が、当方の請求について訴えの却下を求める意見陳述を行い、法律上の争訟性や原告適格が認められないことをその根拠として主張しました。

最後に上記被告国の主張に対して、原告代理人弁護士海渡が反論の意見陳述を行い、福島第一原発事故で自治体機能を失う被害を初めて経験した日本においては、「地方自治体の存立を維持する権利」は法的に保障されるべき権利となったといえること、また、炉規法においては財産権が保護法益に含まれていることから当然に自治体の財産権も個別的利益として保護されると解されるので、被告国は本案前の答弁を撤回し、本案で堂々と闘うべきであると述べました。

5 次回期日

日時 平成26年10月29日（水曜日）午後3時00分開始

場所 東京地方裁判所 103号法廷

第2回口頭弁論期日

以上